

懇話会の運営について

1 会議の公開

目黒区まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱(以下「要綱」という。)第6条第3項により、目黒区まち・ひと・しごと創生懇話会(以下、「懇話会」という。)は公開とする。

ただし、個人情報を扱う場合等、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

2 会議録

- (1) 会議録は要点筆記とし、発言者の個人名は記載しない。
- (2) 会議録は速やかに作成し、各委員が内容を確認した後、座長が了承して確定する。
- (3) 確定した会議録は公表する。ただし、非公開とした懇話会の会議録は公表しない。
- (4) 会議録作成の補助のため録音する。
- (5) 会議録の管理は、事務局が行う。

3 傍聴者の取り扱い

- (1) 傍聴の申し出があった場合には、会議の冒頭に座長から各委員に諮り、許可する。
- (2) 傍聴者に対し、懇話会に係る資料は原則として提供する。
- (3) その他注意事項等は、別紙のとおりとする。

目黒区まち・ひと・しごと創生懇話会の傍聴について

1. 係の者が傍聴申込書を配布していますので、傍聴希望者お1人につき一枚を受け取り「住所」と「氏名」を必ずご記入ください。
2. 会議室の都合上、傍聴者の人数には制限があります。
3. 傍聴は会議が開いた後に座長の承認を経て入室いただきます。
4. 本日は第一回目のため、会議を開く前に座長の指名等を行います。その後、傍聴について諮りますので、それまでは会議室の前でお待ちください。
5. 座長の承認後、入室の案内をいたしますので、係の者に傍聴申込書をお渡しください。
6. 傍聴席において撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ座長の承認が必要ですので、事前に申し出てください。

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守ってください。

- (1) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) はちまき、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (5) 騒ぎ立てる等進行を妨害しないこと。
- (6) 他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となるような行為をしないこと。

次のいずれかに該当する方は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ヘルメットの類を携帯又は着用している者
- (4) 録音機・写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、座長の承認を受けた者を除く。
- (5) その他会議の進行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

傍聴人は、すべて係員の指示に従ってください。

傍聴人が以上の事項に違反するときは、座長はこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴禁止を宣告のうえ退場いただきます。